

# これからの 医療の受け方



健康保険証は2024年12月2日から、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行。マイナ保険証では、本人同意のもと、過去のお薬・診療の情報をもとに医療を受けることができるようになります。今お持ちの健康保険証は、有効期限(最長1年間)まで引き続きご利用いただけます。

まだマイナ保険証をお持ちでなくても、「資格確認書」で、これまで通り医療を受けることができます。「資格確認書」は、健康保険証の有効期限が切れる前に、申請不要・無償でお手元に届きます。受診時にマイナンバーカードをお持ちいただければ、カードリーダーの操作が上手くいかなくても、医療費が10割負担になることはありません。

詳しい情報はこちらで検索↓

マイナ保険証



[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)